

# 「消費者契約法」を活用しよう！

消費者は自分の責任で契約をしなければなりません。消費者と事業者の間の情報の質や量、交渉力には大きな格差があります。消費者契約法はその差を少しでもなくし、契約のトラブルから消費者の利益を守るためのルールで、消費者と事業者の間で結ばれる全ての契約が対象となります(労働契約を除く)。

## \*こんな場合に契約を取り消すことができます\*

誤認した場合	① 不実告知 	② 断定的判断の提供 	③ 不利益事実の不告知 
	④ 不退去 	⑤ 監禁 	<b>どうやって取り消すの？</b> 事業者に対して証拠が残るように書面で通知します。契約を取り消すことができる期間は、消費者が誤認したと気づいた時、または困惑状態を脱した時から6ヶ月以内かつ契約締結の時から5年以内です。
困惑した場合			

## \*契約書の中の不当な条項は無効です\*

事業者の損害賠償責任を一切免除する条項、不当に高額な解約損料や遅延損害金を要求する条項、消費者の利益を一方的に害する条項などは無効です。ただし、その条項が無効になったからといって、契約自体が無効になるわけではありません。常識的な範囲内で責任を負わせたり、損害金が減額されたりすることになります。

### 困った時は、早めに相談！

安易な承諾や支払い、あいまいな返事はトラブルのもとです。「うますぎるもうけ話に注意する」「必要がなければはっきりと断る」など日頃から心がけ、少しでもおかしいと思ったら、家族や次の窓口にご相談しましょう。また、多重債務に関する相談も扱っています。

県民生活プラザ	消費生活相談	多重債務相談
中央県民生活プラザ	☎ (052) 962-0999	☎ (052) 962-5100
尾張県民生活プラザ	☎ (0586) 71-0999	☎ (0586) 71-5900
海部県民生活プラザ	☎ (0567) 24-9998	☎ (0567) 24-2500
知多県民生活プラザ	☎ (0569) 23-3300	☎ (0569) 23-3900
西三河県民生活プラザ	☎ (0564) 27-0999	☎ (0564) 27-0800
豊田加茂県民生活プラザ	☎ (0565) 34-1700	☎ (0565) 34-6151
新城設楽県民生活プラザ	☎ (0536) 23-8701	☎ (0536) 23-8700
東三河県民生活プラザ	☎ (0532) 52-0999	☎ (0532) 52-7337

### 消費生活相談窓口(各市内在住在勤の方のみ)

名古屋市消費生活センター	☎ (052) 222-9671	豊橋市消費生活相談室	☎ (0532) 51-2305
岡崎市消費生活相談室	☎ (0564) 23-6459	一宮市消費生活相談窓口	☎ (0586) 71-2185
豊田消費生活センター	☎ (0565) 33-0999	小牧市消費生活相談室	☎ (0568) 72-2101(代)
春日井市市民生活課消費生活相談	☎ (0568) 85-6616	豊川市消費生活センター	☎ (0533) 89-2238

### ホームページ「消費生活情報」

http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/  
 発行/愛知県県民生活部県民生活課 ☎(052)954-6165  
 2011.1 (No.89) 再生紙を使用しています。

相談する時は、①販売者の名称、②契約した日、③契約した場所、④商品名、⑤その時の事情をお話してください。

